

# 容器保安規則等の一部を改正する省令（案）等について（概要）

令和7年4月10日

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室

## 1. 概要

高圧ガス保安法は、高圧ガス（圧力1メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、高圧ガス保安法令における制度整備や運用見直しに係る有識者・関係業界団体等による議論等の結果を踏まえ、①JIS引用規格の年号見直し、②水電解発生装置に係る規制の合理化、③冷凍設備における冷媒ガス変更に係る関連規定の整備、④水素出荷設備を併設する圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備等及び⑤その他運用の適正化等について、関係省令・告示・通達等の改正等を行うものである。

## 2. 対象

<改正>

### ○省令

- ・容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）
- ・冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）（以下「冷凍則」という。）
- ・特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）（以下「特定則」という。）
- ・コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）（以下「コンビ則」という。）
- ・高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成9年通商産業省令第23号）（以下「指定機関則」という。）
- ・国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）

### ○告示

- ・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成9年通商産業省告示第150号）（以下「容器細目告示」という。）
- ・溶接に用いられる母材の種類要件を定める告示（平成22年経済産業省告示第57号）（以下「溶接母材告示」という。）
- ・国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成28年経済産業省告示第184号）（以下「国際容器則細目告示」という。）

### ○通達

- ・高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323保局第13号）（以下「軽微変更通達」という。）
- ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）（以下「一般則例示基準」という。）
- ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号）（以下「液石則例示基準」という。）

- ・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）（以下「コンビ則例示基準」という。）
- ・冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第6号）（以下「冷凍則例示基準」という。）
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）（以下「基本通達」という。）

#### <制定>

- ・温暖化係数の低い不活性ガス・特定不活性ガスへの冷媒ガスの変更を安全に行うためのガイドライン（実施マニュアル）（以下「ガイドライン」という。）

### 3. 改正等の主な内容

#### ① JIS 年号の見直し【特定則、指定機関則、容器細目告示、溶接母材告示、国際容器細目告示】

高圧ガス保安法の関係法規では多数の規格が引用されており、各規格は定期的に改正されていることから、令和2年度から委託事業において整合性について調査を行っているところ。今般、当該調査結果を踏まえ、整合的であると確認できたものについて、各規則で引用されているJIS等の規格を反映する改正を行う。

#### ② 水電解水素発生装置に係る規制の合理化【特定則、一般則例示基準、コンビ則例示基準、基本通達】

水素社会の実現に向けて、水から水素を製造できる水電解水素発生装置に関心が高まっている。また、国内では、国際規格等を参考にした国内規格が策定されており、安全対策等が図られているところ。

今回、過去の規制改革要望を踏まえ、国内規格に基づき安全対策が講じられた設備で運転管理がなされる水電解水素発生装置に係る容器については、特定設備から除外する改正を行う。

併せて、一般則例示基準、コンビ則例示基準において、同国内規格に定められている保安措置に対応する新たな例示基準を制定する。

#### ③ 冷凍設備における冷媒ガスの変更に係る関連規定の整備【冷凍則、基本通達、ガイドライン】

国際的に、地球温暖化係数の高い冷媒ガスの生産・消費の削減が義務づけられているところであり、今後、既設の冷凍設備に充填されている冷媒ガスを地球温暖化係数の低い冷媒に変更する需要が増加することが見込まれる。

これに対応するため、保安確保の観点から変更可能な冷媒ガスを明確化し、併せて技術基準の適合を確認する耐圧試験について、基本通達に定める「経済産業大臣が認める方法」についても技術基準に適合しているものとする規定の整備を行う。

また、本改正に伴う冷媒ガスの変更作業を行う実施マニュアルとして、新たなガイドラインを示す。

#### ④ 水素出荷設備を併設する圧縮水素スタンドに係る技術基準の整備等【一般則例示基準、基本通達】

水素利用のニーズの多様化が進む中で、圧縮水素スタンドでは、燃料電池自動車に水素を充填するだけでなく、別途、水素出荷設備を設置して、水素カードルや水素トレーラーに水素を充填する取組が始まっている。こうした状況を踏まえ、圧縮水素スタンドにおいて、別途、水

素出荷設備を設置して、車両に固定した燃料装置用容器以外の容器にも圧縮水素を充填する場合の技術基準を例示基準で示すとともに、保安管理体制について整理を行う改正を行う。

## ⑤ その他運用の適正化

### ・ コンビナート地域の適正化【コンビ則】

製造事業所が集中して設置されているまたは設置が見込まれる地域のうち、一部地域については、設備の撤去による高圧ガスの容積減少や、土地利用の変化により現在では住宅地や店舗となりコンビナート地域には該当しなくなったため、非該当地域を削除する改正を行う。

### ・ 複数自治体への特別充填許可申請に係る運用【基本通達】

規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）「燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の手續の簡素化」を踏まえ、同一案件において充填予定地が複数自治体に所在する場合、各自治体がより効率的かつ迅速な許可／不許可の判断が行えるように、複数自治体間で情報共有等を推奨すること等の審査の方法等について追加記載を行う。

### ・ ガス漏えい検知警報設備の JIS 改定に伴う規定見直し【一般則例示基準、液石則例示基準、コンビ則例示基準、冷凍則例示基準】

高圧ガス保安法の例示基準において、定置形可燃性ガス検知警報器 JIS M 7626(1994)を基に関連箇所が制定されたが、同規格は 2020 年の改正廃止により、国際電気標準会議規格（IEC）と整合を図り、アナログ技術からデジタル技術を前提とした新たな規格（可燃性ガス検知器 JIS T 8206（2020））に置き換えられたため、高圧ガス保安法の例示基準においても新たな規格と整合性を図るとともに、各規則間での整合性を図る改正を行う。

### ・ 開放検査における「軽微な変更の工事」の対象の整理【軽微変更通達】

開放検査に伴うタンクローリーの設置・撤去は、従前より「軽微な変更の工事」として運用されていることを踏まえ、製造のみならず、貯蔵所や特定高圧ガス消費者が自主的に開放検査を行う場合においても、開放検査に伴うタンクローリーの設置・撤去は軽微な変更の工事と取り扱うことを明記する。

### ・ 複合圧力容器に関する引用基準の改訂に伴う規定見直し【基本通達】

複合圧力容器は、金属又はプラスチックの容器と周囲に巻き付ける繊維からなり、基本通達では、当該繊維の強度を計測するための方法として KHKS 0225(2019)で定める方法が引用されている。当該規格が改訂（KHKS 0225(2024)）された事を踏まえ、引用規格の改正を行う。

## ⑥ その他

各省令・告示・通達において規定の適正化を行う。

## 4. 公布・施行予定

令和 8 年 6 月 公布・施行（予定）